

木城町地域防災計画

特殊災害対策編

平成 26 年度改訂

| | |
|----------------------------------|----|
| 第3編 特殊災害対策編..... | 1 |
| 第1章 計画の概要等..... | 1 |
| 第1節 基本的な考え方..... | 1 |
| 第2節 災害の想定..... | 3 |
| 第2章 火山災害予防計画 | 9 |
| 第1節 火山災害に強い地域づくり | 9 |
| 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え | 10 |
| 第3章 火山災害応急対策計画 | 11 |
| 第1節 災害発生直前対策 | 11 |
| 第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保..... | 16 |
| 第3節 広域応援活動..... | 16 |
| 第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動..... | 16 |
| 第5節 保健衛生、防疫、ごみ・がれき処理等に関する活動..... | 17 |
| 第6節 被災者等への的確な情報伝達活動 | 17 |
| 第7節 二次災害の防止活動 | 19 |
| 第8節 農林水産物応急対策 | 20 |
| 第4章 火山災害復旧・復興計画..... | 21 |
| 第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定 | 21 |
| 第2節 被災者の生活再建等の支援..... | 21 |

第 3 編 特殊災害対策編



第3編 特殊災害対策編

第1章 計画の概要等

第1節 基本的な考え方

1. 計画の目的（県防引用）

本編は、霧島山火山の噴火による災害を軽減するための災害予防対策を示すとともに、噴火が起きたり、又はそのおそれがある場合において、防災関係機関が協力して住民の避難、救助等の災害応急対策を実施するための手順及び災害復旧・復興の進め方を示すことを目的とする。

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

2. 計画の理念（県防引用）

火山活動によって県に被害をもたらす可能性のある火山は、霧島山、桜島、阿蘇山、九重山及び鶴見岳の五山であるが、このうち霧島山を除く他の火山の火山活動により受ける県の被害は、降灰による農業関係の被害が主であると考えられるので、本編（特殊災害対策編）では降灰対策に関する計画以外は、霧島山における火山災害を対象とする。

霧島山火山が噴火した場合は様々な被害が発生することが予想されるが、最優先で対応すべきは、地域住民及び観光客等の安全である。そのためには、下記の事項を重点的に推進していくものとする。

- ① 霧島山火山の危険性を防災機関だけでなく、地域住民及び観光客等に正しく認識させること。
- ② 噴火等が発生した場合でも、被害を軽減できるような火山災害に強い地域づくりを進めること。
- ③ 危険が迫った時にいち早く避難のできるように情報の収集、伝達のネットワークづくりを進めること。
- ④ 被害を最小限に食い止めるための防災活動が円滑に行えるよう防災機関、公共機関、住民組織等のそれぞれの体制づくりと円滑な協力体制づくりを進めること。

3. 計画の目標（県防引用）

3.1 霧島山火山の危険性の認識とその周知

研究機関等と協力して、霧島山火山について研究するとともに、地域住民及び観光客等へ防災思想と防災知識の普及を図る。

また、県、関係市町村、関係機関等が推進する防災事業の周知にも努める。

3.2 火山災害に強い地域づくり

治山、治水事業等の基盤の整備を進め、災害が発生しても被害を軽減できるような地域づくりを進める。

また、各種の施設、機器、資材等の整備を進め、火山災害に備える。

3.3 応急対策を円滑に行える組織づくり

火山災害が発生した場合に、避難活動、救助活動、医療活動等が円滑に行えるように各防災関係機関の防災力の向上を図るとともに、各防災関係機関相互の協力と連携体制の充実を図る。

第2節 災害の想定

1. 予想される噴火（県防引用）

1.1 対象とする噴火

霧島山火山の今後の噴火活動に伴う現象について、その規模、噴火場所、災害要因等がどのようなかを想定することは困難である。特に霧島山火山は多数の火口を持っており、その中には単成火山（一回の噴火で活動を終了した火山）も多く含まれているため、過去に活動した火口だけでなく、それ以外の場所からの噴火の可能性もある。

さらに、3,000年前には山麓で爆発的な噴火が発生し御池が生じたように、山麓でも大きな噴火が発生するおそれがある（ただし、御池のような活動は霧島山火山の30万年間の活動の中で、噴火口が残っているのは2箇所（回）と発生頻度は非常に少ない）。

このように、現在の火口以外からの噴火については場所、規模ともに想定することは不可能であり、現段階では、現存火口以外からの噴火を想定した効果的な火山災害対策計画を策定することは困難である。

一方、歴史時代で最大規模の噴火は、近い将来における発生が十分考えられ、これに対する火山災害対策計画が現実的である。したがって、歴史時代の噴火記録の中で最大規模の噴火と考えられる788年、1716年～1717年規模の噴火及びそれに伴う現象を計画対象噴火とする。噴火場所は歴史時代以降活動の盛んな硫黄山、大幡池、新燃岳、御鉢の何れかとする。

平成7年度に霧島火山の噴火災害危険区域予測図を作成し、788年規模の噴火が起った際の災害要因の影響範囲などを推定していることから、本計画では、平成7年度の噴火災害危険区域予測図の成果を想定災害とする。

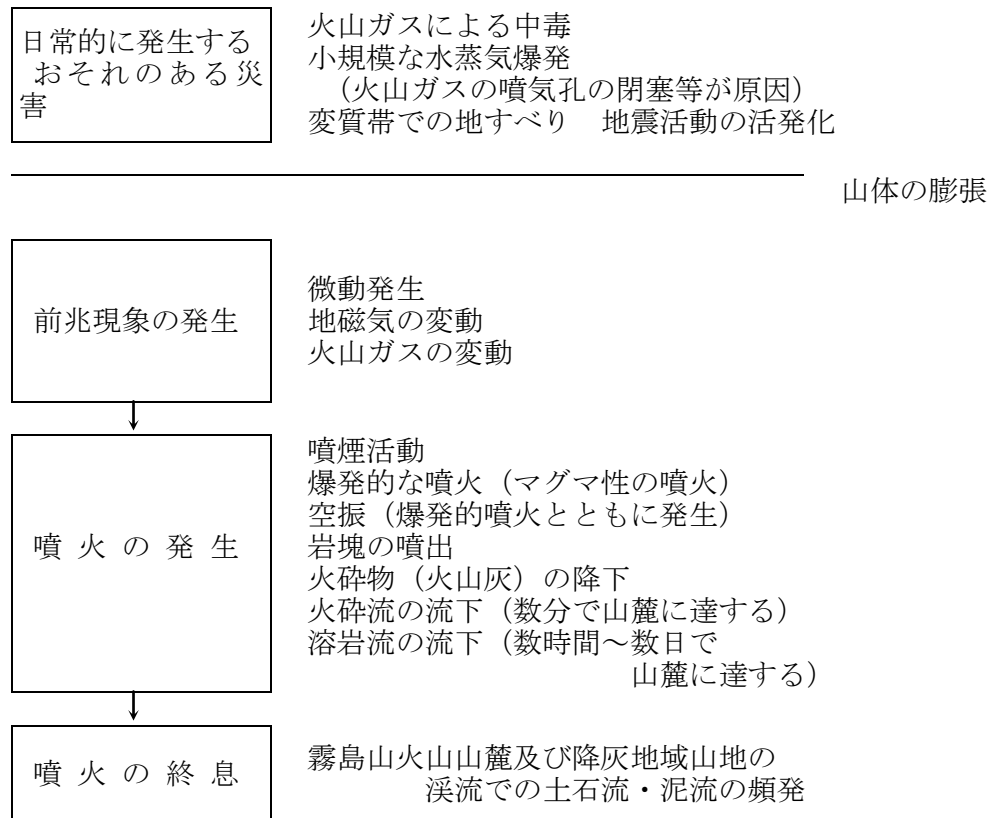
【3-1-2-01 想定噴火の概要】

| | |
|------|--|
| 噴火様式 | プリニー式噴火（溶岩と火砕流の噴出を伴う） |
| 噴火規模 | 788年の御鉢での噴火規模。ただし、火砕流の規模は1716～1717年の新燃岳の噴火で発生した火砕流の規模。 |
| 噴火場所 | 硫黄山、大幡池、新燃岳、御鉢の4火口。ただし、この他の地域からも噴火の可能性はある。 |
| 災害要因 | 噴出岩塊、降下火砕物、火砕流、溶岩流、岩屑なだれ、泥流・土石流、空振、火山ガス、地すべり・斜面崩壊。 |

1.2 予想される噴火のシナリオ

霧島山火山で予測される噴火のシナリオは、過去の噴火の経過等から見て、以下に示す図のとおりである。

【3-1-2-02 霧島山火山で予測される噴火のシナリオ】



1.3 噴火前兆現象

霧島山火山において、788年及び1716年～1717年に発生した大規模な噴火では、前兆現象についての記録は特に報告されていない。福岡管区気象台要報によると明治以降の噴火のいくつかには、前駆地震が観測されたという記載がある(913年噴火)が、1959年(昭和34年)の噴火では前兆現象は見られなかったとする報告がなされている。

一方、新燃岳では最近の物理観測と1991年の噴火活動から、噴火に至るまでの前兆の典型的な例が推定されている。このような前兆は他の火口でも生じる可能性があり、災害対策に役立つことが期待される。

(1) 霧島山火山で記録のある噴火前兆現象

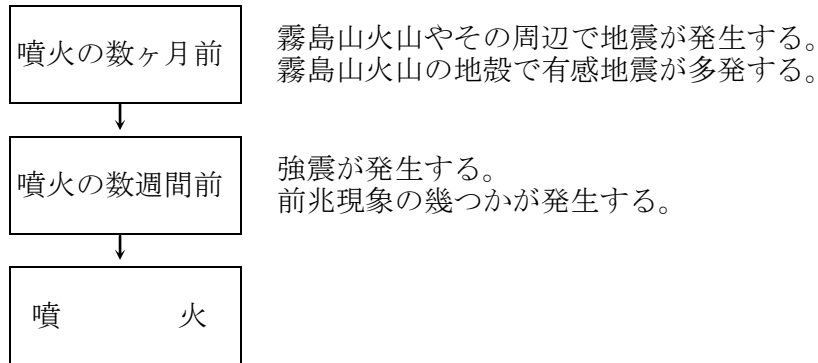
1913年の噴火の記録には、噴火前兆現象(前駆地震)の記載がある。以下にこの噴火前の地震の状況をまとめる。

この記録から噴火の前兆現象のモードは以下のように想定できる。

【3-1-2-03 噴火前の地震の状況】

[1913年(大正2年)11月8日噴火の前兆現象]
大正2年5月19日 午前4時20分:宮崎県西諸県郡加久藤村(現えびの市)で地震を感知
同年9月1日までに加久藤真幸で175回の地震
同年10月17日～19日:3日間に3回の強震が発生
同年11月8日 午後11時:霧島山火山(御鉢)で噴火

【3-1-2-04 噴火の前兆現象発生経過】



(2) 霧島山以外の火山で発生した噴火の前兆現象

以下の現象は霧島山火山以外の火山で規模の大きい噴火が発生したときに見られたものである。霧島山でも他火山と同様に地下のマグマが上昇し、噴火に至る経過をたどるので同様の前兆が発生し、発見される可能性がある。

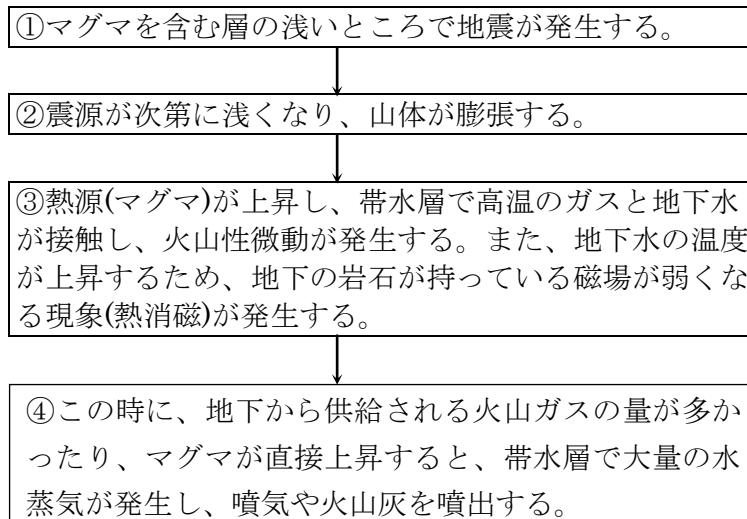
【3-1-2-05 霧島山以外の火山で発生した噴火の前兆現象】

- ①地下水量・井戸水の変化
井戸水の水位が急に増減する。ところによっては、湧水の現れるところもある。また、井戸水の水温上昇も起こる。
- ②温泉の変化
新しい温泉が湧き出したり、既存の湧出量・温度・色・においが変化する。
- ③噴気孔の変化
新しい噴気、噴気孔の拡大、噴気量・温度・色・においが変化する。
- ④地温の異常上昇
大きな噴火の前に土地の温度が高まり、草木が立ち枯れることもある。
- ⑤川水の変色
川の水が変色、にごりがみられたり、異臭、魚介類の死滅等の現象がみられる。
- ⑥動物の異常挙動
地温の上昇、地震動、火山ガスの臭い等に反応して動物が日常と違う挙動をしたり、ふだん山中にいる動物が人家周辺に出現する。
- ⑦地鳴り
大きな噴火の数日前から地鳴りが起こる。

(3) 噴火に至るまでの典型的な前兆の例（新燃岳）

新燃岳で推定されている噴火に至るまでの典型的な活動の推移を下記の図に示す。

【3-1-2-06 噴火に至るまでの典型的な前兆の例】



【資料 3-1-2-07 新燃岳の地下構造と噴火に至るまでの活動の推移】

2. 火山災害危険区域と災害の予測（県防引用）

2.1 噴火場所と火山災害要因の予測

霧島山火山では、過去にいろいろな場所から様々なタイプの噴火が発生している。噴火が発生する場所やその規模によって、発生する災害要因や影響範囲が大きく変化する。下記表には霧島山火山で起こり得る噴火の場所と規模及び災害要因を示す。

【3-1-2-08 霧島山火山で起こり得る噴火の場所・規模と災害要因】

| 想定噴火場所 | 大規模な噴火（1回/500年） | 中規模な噴火（1回/数十年） |
|--------|---|----------------------------|
| 硫黄山 | 噴出岩塊 降下火砕物 火砕流 溶岩流 泥石流・土石流 空振 | 噴出岩塊 降下火砕物 (泥石流・土石流) |
| 大幡池 | 噴出岩塊 降下火砕物 火砕流 溶岩流 泥石流・土石流 | _____ |
| 新燃岳 | 噴出岩塊 降下火砕物 火砕流 溶岩流 泥石流・土石流 空振 | 噴出岩塊 降下火砕物 (泥石流・土石流) |
| 御鉢 | 噴出岩塊 降下火砕物 火砕流（スコリア流） 溶岩流 泥石流・土石流 空振 | 噴出岩塊 降下火砕物 (泥石流・土石流) |

| | |
|------------------|---------------------------|
| 日常的に発生するおそれのある災害 | 地すべり 火山ガス 小規模な水蒸気爆発 |
|------------------|---------------------------|

| | |
|-----|------|
| その他 | 山体崩壊 |
|-----|------|

なお、本計画においては、中規模～大規模噴火を想定災害としている。

2.2 火山災害危険区域の予測

災害危険区域は、国土庁防災局（現・内閣府防災担当）「火山噴火災害危険区域予測図作成指針」（平成4年）に基づき、霧島山火山噴火災害予測調査検討委員会が検討したものを採用する。

2.3 火山災害の予測

霧島山火山が大規模噴火（788年噴火程度）した際に予想される県における被災地域及び災害状況を表に示す。

【資料 3-1-2-09 霧島山火山の噴火による予想災害】

【資料 3-1-2-10 霧島山火山マップ】

第2章 火山災害予防計画

第1節 火山災害に強い地域づくり

1. 火山災害に強いまちづくり（県防引用）

霧島山火山及びその周辺地域は、火山災害の危険区域であると同時に生活の場でもある。住民が安心して快適な生活が営めるよう、火山災害の危険区域において、防災施設整備を進めるとともに安全の確保しやすい地域づくりを推進するものとする。

1.1 警戒避難体制の強化・拡充

(1) 危険区域の土地利用抑制

町及び県は、霧島山火山噴火災害危険地域と想定される地区（噴出岩塊危険地区、溶岩流火砕流危険地区、火山ガスの噴出地帯、土石流・泥流地区）内では開発整備を抑制する。やむをえず施設整備の必要がある場合には、これら危険性の高い地区であることを十分念頭に入れた上で整備するなど指導、誘導を行い、被害を最小限に食い止めるよう事前対策を講ずる。

(2) 監視・観測機器等の整備

町、県及び九州地方整備局は、監視カメラやガス探知機等の警戒避難体制の整備に必要な機器の整備を図る。また、霧島山火山の動向を観測かつ研究している各研究機関とのネットワーク化を図り情報の交換とともに、噴火の危険性を早く住民に知らせる体制づくりを推進する。

2. 避難場所の整備（県防引用）

町は、霧島山火山の噴火により関係市町村における避難所が不足する場合に備え、隣接市町村との避難所の提供に関する広域の協力体制の整備を図るものとする。

3. 公共施設等の安全性の確保（県防引用）

町及び県は、公共施設の立地条件等の安全性の点検を適宜実施し、点検に基づき安全性に問題のある箇所及び緊急性の高い箇所から計画的・重点的に施設の改修、整備等を実施する。

4. ライフライン施設等の代替性の確保（県防引用）

【県、町、九州電力株式会社、宮崎ガス株式会社、宮崎県LPガス協会、西日本電信電話株式会社】

上水道、下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに必要に応じて系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により代替性の確保を進める。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1. 災害発生直前における体制の整備（県防引用）

火山災害の発生のおそれがある場合に、住民や観光客等の安全確保及び円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ情報伝達体制、避難誘導體制を整備しておく。

1.1 噴火予報、噴火警報及び火山現象に関する情報の伝達体制の整備

噴火予報、噴火警報及び火山現象に関する情報（以下「噴火警報」という。）報の発表基準、通報・伝達経路については、「本編 第3章 第1節 1. 火山災害に関する情報の伝達」のとおりであるが、町及び県は、気象台及び防災関係機関との連携をとりながら、霧島山火山活動に異常な現象が生じた際に、情報伝達活動が円滑に行えるように体制の整備を図る。

2. 情報の収集・連絡体制の整備（県防引用）

火山噴火に伴う情報は、住民から送られてくる噴火前兆現象や被害に関する情報、町及び県が収集する情報及び気象台から発表される噴火警報等に大きく区分される。

住民や観光客等の安全確保のためには、これらの情報を正確かつ迅速に伝達することが重要であり、事前にこれらの体制を整備するものとする。

「共通対策編 第2章 第2節 2. 情報の収集・連絡体制の整備」に準ずる。

第3章 火山災害応急対策計画

第1節 災害発生直前対策

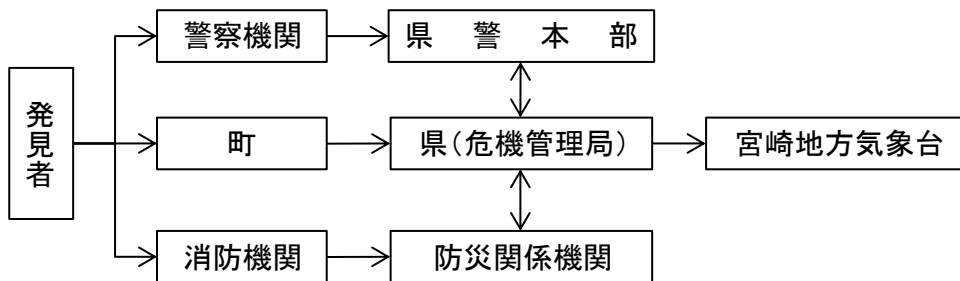
1. 火山災害に関する情報の伝達（県防引用）

1.1 噴火前兆現象情報の収集と通報

(1) 通報体制

住民等が、噴火前兆現象と思われる異常を発見した場合、各関係市町村及び関係機関は、情報の通報を実施する。通報体制は以下のとおりとする。

【3-3-1-01 噴火前兆現象と思われる異常を発見時の通報】



(2) 異常現象の通報事項

通報すべき噴火前兆現象と思われる異常現象は、以下のとおりである。

なお、住民等からの通報は、異常現象の内容が不明確となる場合があるが、発生場所（発見場所）については正確な情報を把握するよう努める。

【3-3-1-02 火山及び火山周辺における通報すべき異常現象】

| | |
|--------------|--|
| ○顕著な地形の変化 | * 山、崖等の崩壊 * 地割れ |
| ○噴気、噴煙の異常 | * 土地の隆起・沈降等 * 噴気口・火口の拡大、位置の移動・新たな発生等 * 噴気・噴煙の量の増減 * 噴気・噴煙の色・臭気・温度・昇華物等の異常 |
| ○湧泉の異常 | * 新しい湧泉の発見 * 既存湧泉の枯渇 |
| ○顕著な地温の上昇 | * 湧泉の量・成分・臭気・濁度の異常等 * 新しい地熱地帯の発見 * 地熱による草木の立ち枯れ等 |
| ○湖沼・河川の異常 | * 動物の挙動異常 * 水量・濁度・臭い・色・温度の異常 * 軽石・死魚の浮上 * 泡の発生 |
| ○有感地震の発生及び群発 | |
| ○鳴動の発生 | |

(3) 異常現象の調査と速報

住民等から異常現象発見の通報を受けた町、消防及び警察は通報後直ちに現場を調査し、次の内容をそれぞれの通報体系にしたがって速報する。

【3-3-1-03 速報の内容】

- | |
|------------------------------------|
| ① 発生 の 事 実 (発生又は確認時刻、異常現象の状況、通報者等) |
| ② 発 生 場 所 (どの火口で確認されたか) |
| ③ 発生による影響 (住民、動植物、施設への影響) |

1.2 噴火警報等の発表と伝達及び通報

(1) 噴火警報等の種類

【宮崎地方気象台】

鹿児島地方気象台及び福岡管区気象台は噴火警報等を発表する。また、噴火警戒レベルが定められた火山については、噴火警戒レベルを噴火予報、噴火警報により発表する。

なお、県に被害を及ぼす可能性のある五山のうち、噴火警戒レベルが運用されている火山は、霧島山、桜島、阿蘇山及び九重山の四山である。

① 噴火警報・予報

ア 噴火警報は、気象業務法第13条第1項、気象庁予報警報規程第3条第4項、第9条の3第1項及び同条第2項の規定により、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。なお、活動火山対策特別措置法第21条第1項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取り扱う。

- (ア) 居住地域を対象とする場合
噴火警報（居住地域） 略称：「噴火警報」
 - (イ) 火口から居住地域の近くまで、あるいは火口周辺を対象とする場合
噴火警報（火口周辺） 略称：「火口周辺警報」
 - (ウ) 海底火山の場合
噴火警報（周辺海域）
- イ 上記アのうち、「噴火警報（居住地域）」については、気象業務法第13条の2第1項の規定により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合に発表する噴火警報を「特別警報」に位置づける。
- ウ 噴火予報は、気象業務法第13条第1項、気象庁予報警報規程第3条第4項、第9条の3第1項及び同条第2項の規定により、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。
- ② 噴火警戒レベル（噴火警戒レベルが定められた火山に限る）
噴火警戒レベルとは、火山活動の状況について、噴火時等にとるべき防災対応を踏まえて5段階に区分したものである。
- ア それぞれのレベルには「火口周辺規制」「入山規制」、居住地域における「避難準備」や「避難」等、とるべき防災行動を示すキーワードを付す。
- イ 噴火警戒レベルは、噴火予報、噴火警報により発表する。
- ウ 各レベルの発表に用いる噴火予報、噴火警報は、「対象範囲を付した噴火警報の呼び方及びキーワード」による。

【資料 3-3-1-04 対象範囲を付した噴火警報の名称キーワード】

【資料 3-3-1-05 霧島山（新燃岳）の噴火警戒レベル】

【資料 3-3-1-06 霧島山（御鉢）の噴火警戒レベル】

- ③ 降灰予報
降灰予報は、気象業務法第13条第1項及び第14条第1項の規定により、噴煙の火口からの高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定の規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生からおおむね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する。
- ④ 火山ガス予報
火山ガス予報は、気象業務法第13条第1項の規定により、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。
- ⑤ 火山現象に関する情報
鹿児島地方气象台及び福岡管区气象台は、噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況に応じ、次の火山現象に関する情報を発表する。

ア 火山の状況に関する解説情報

火山活動が活発な場合等、火山性地震や微動回数及び噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。

イ 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月1回又は必要に応じ臨時に発表する。

ウ 週間火山概況

過去1週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、気象庁が毎週金曜日に発表する。

エ 月間火山概況

前月1ヶ月間の火山活動の状況及びその解説を取りまとめ、発表時の火山活動の状況、予報事項、警報事項の解説を記載した資料で、毎月1回発表する。

オ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生した時に、噴火した火山名や噴火発生時刻及び噴煙高度等の情報を直ちに発表する。

(2) 火山情報の発表及び通報伝達官署

県に關係する火山情報の発表及び通報伝達官署は、以下のとおりである。

【3-3-1-07 火山情報の発表及び通報伝達官署】

| 火山 | 発表官署 | 通報伝達官署 | 情報の種類 |
|----------------------|---------------------|---------|---|
| 霧島山 (新燃岳) (御鉢) | 福岡管区气象台 鹿児島地方气象台 | 宮崎地方气象台 | 火山現象に関する予報及び警報 ・噴火予報 ・噴火警報(居住地域) 略称:噴火警報 ・噴火警報(火口周辺) 略称:火口周辺警報 ・噴火警報(周辺海域) ・降灰予報 ・火山ガス予報 火山現象に関する情報 ・火山の状況に関する解説資料 ・火山活動解説資料 ・週間火山概況 ・月間火山概況 ・噴火に関する火山観測報 |
| 桜島 | | | |
| 阿蘇山 | | | |
| 久重山 | 福岡管区气象台 | | |
| 鶴見岳 | | | |

(3) 噴火警報等の通報・伝達系統

【宮崎地方气象台、県、町、関係機関】

宮崎地方气象台から発表される噴火警報等の通報・伝達系統は、以下のとおりとする。

【資料 3-3-1-08 噴火警報等の通報・伝達系統】

(4) 通報・伝達要領

【宮崎地方気象台、県、町、関係機関】

- ① 宮崎地方気象台は、噴火警報等を受け、当該噴火警報等を速やかに県、その他関係機関に伝達する。
- ② 宮崎地方気象台から①の情報を受けた関係機関は、それぞれの伝達系統により迅速に下部機関等に伝達する。
- ③ 下部伝達機関は、掲示、有・無線放送等の方法により、一般住民に周知徹底を図る。

(5) 通報・伝達方法

【宮崎地方気象台、県、町、関係機関】

- ① 宮崎地方気象台から伝達中枢機関に対して、噴火警報等を伝達する場合は、防災情報提供システムによる。
- ② 日本放送協会宮崎放送局、株式会社宮崎放送、株式会社テレビ宮崎及び株式会社エフエム宮崎は、放送による。
- ③ その他の伝達中枢機関は、それぞれ所管の通信網による。

(6) 関係市町村における措置

町は県からの伝達を受けた場合、伝達に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある団体に伝達する。この場合において必要があると認められるときは、予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置について、必要な通報又は警告をする。

2. 霧島山火山対策連絡会議の開催（県防引用）

霧島山火山が噴火等し、災害が発生したりするおそれがある場合に、県、関係市町、関係機関及び研究機関による「霧島山火山対策連絡会議」を開催し、霧島山火山の火山噴火情報等の収集と分析を行い、霧島山火山の火山活動の活発化に伴う災害防止等に関する調査を実施し、避難対策を始めとする総合的な応急対策の推進を図る。

なお、町においては構成機関ではないため、該当しない。

3. 土砂災害緊急情報（県防引用）

深層崩壊など、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難勧告の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

【国土交通省】

- ① 火山噴火に起因する土石流

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

「共通対策編 第2章 第2節 2. 情報の収集・連絡体制の整備」によるほか、次の通りとする。

1. 災害状況等の緊急把握（県防引用）

町及び県は、特に次の措置を講じ、災害状況等の緊急把握に努めるものとする。

1.1 災害情報等の収集及び報告事項

町における災害情報等の収集及び報告すべき事項は、おおむね以下のとおりとする。

- ① 人的被害及び住家被害の状況
- ② 住民の避難基準及び避難の状況
- ③ 被災地域の範囲、被害の種別、被害の程度等
- ④ 交通確保の状況
- ⑤ 噴火規模及び火山活動の状況

噴火による噴石、火山れき（小石程度のもの）、降灰等の分布状況（最終報告の際は、5万分の1の図面にその分布を図示し報告のこと。なお、降灰の分布状況は、堆積の深さ5センチメートル単位で図示すること。

第3節 広域応援活動

1. 地方公共団体による広域的な応援体制

地方公共団体による広域的な応援体制については「共通対策編 第3章 第20節 1. 地方公共団体による広域的な応援体制」に準ずる。

2. 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

自衛隊派遣要請・受入体制の確保については「共通対策編 第3章 第20節 2. 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に準ずる。

第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1. 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動の基本方針については「共通対策編 第3章 第8節 1. 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に準ずる。

2. 陸上輸送体制の確立

陸上輸送体制の確立については「共通対策編 第3章 第8節 2. 陸上輸送体制の確立」に準ずる。

第5節 保健衛生、防疫、ごみ・がれき処理等に関する活動

1. し尿、ごみ、がれきの処理

し尿、ごみ、がれきの処理については「共通対策編 第3章 第14節 1. ごみ・し尿の処理」、「共通対策編 第3章 第15節 1. がれきの処理」に準ずる。

2. 環境対策の実施

環境対策の実施については「共通対策編 第3章 第15節 2. 環境対策の実施」に準ずる。

第6節 被災者等への的確な情報伝達活動

被災者等への的確な情報伝達活動については、「共通対策編 第2章 第2節 2. 情報の収集・連絡体制の整備」による他、以下のとおりとする。

1. 被災者等への広報（県防引用）

町は、異常現象が発生し、火山情報が発表される等、噴火の発生が予想される段階から避難が完了するまで広報活動を実施する。

1.1 広報の担当

あらかじめ定められた町における広報担当者が実施する。

1.2 広報の内容

情報の公表、広報活動の際その内容について、関係機関相互に連絡をとりあう。

(1) 住民に対する広報の内容

① 噴火前兆現象（異常現象）の状況

- ア 噴火前兆現象（異常現象）に対する气象台の見解及び噴火警報等の内容
- イ 避難に関する事項
- ウ 避難の必要性
- エ 避難実施に当たっての準備、特に避難時の携帯品
- オ 集結地点及び避難先、避難の場所
- カ 交通状況（交通途絶場所等）

② 火山活動の状況

- ア 噴火地点
- イ 噴火の状況
- ウ 噴火の影響度

③ 被害の状況

- ア 被害区域

④ 人の被害状況

- ⑤ 交通施設の状況（特に道路の被害状況）
- ⑥ 災害対策の状況
- ⑦ 災害対策本部の設置状況
- ⑧ 移動無線局の配置状況
- ⑨ 医療救護班の配置状況
- ⑩ 避難車両の配置状況
- ⑪ 生活物資の確保状況
- ⑫ その他必要事項

2. 住民への的確な情報の伝達（県防引用）

県は、関係市町村による広報の実施ができない場合又は特に必要があると認められた場合、広報活動を実施する。

3. 広報の内容（県防引用）

情報の公表及び広報活動の際、その内容について関係機関相互に連絡を取り合うものとする。

原則として関係市町村による広報と同様とするが、次の点について強化を図る。

- (1) 噴火前兆現象と噴火の関係
- (2) 流言の取締りと対策
- (3) 防災関係機関の対策状況
- (4) 災害の状況と噴火の今後の見通し

第7節 二次災害の防止活動

1. 土砂二次災害の防止活動（県防引用）

国土交通省、町及び県は、火山噴火による噴出物等が堆積している地域においては、土砂災害等の危険箇所の点検を行い、降雨等による土石流等による二次災害の防止に努める。町は、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。

国土交通省は、重大な土砂災害が急迫している場合、土砂災害防止法に基づく緊急調査を行い、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する土砂災害緊急情報を提供する。

また、繰り返し土石流等の危険が生じるとみられる場合は、安全な場所において避難施設の整備の推進に努める。

第8節 農林水産物応急対策

県は、噴火に伴う降灰のため汚染された飼料の不足分の確保、家畜防疫、乳牛の搾乳、生乳の集送、家畜の運搬・と殺、資金対策等の措置を講じ、家畜被害の防止軽減を図るものとする。

1. 農産物応急対策（県防引用）

噴火に伴う降灰のため汚染された土壌の改良、病虫害の防除、資材種苗の確保、資金対策等の措置を講じ、農産物被害の防止軽減を図るものとする。

2. 家畜応急対策（県防引用）

噴火に伴う降灰のため汚染された飼料の不足分の確保、家畜の防疫対策、資金対策の他、乳牛の搾乳、生乳の集送、肉畜の運搬・と殺等流通対策の措置を講じ、家畜被害の防止軽減を図るものとする。

3. 林産物応急対策（県防引用）

噴火に伴う降灰のため被害を受けた幼令木、苗木、林産物等の対策及び資金対策を講じ、林産物被害の防止軽減を図るものとする。

第4章 火山災害復旧・復興計画

第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定

1. 被害が比較的軽い場合の基本的方向（県防引用）

災害による被害が比較的少なく、局地的な場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したら従来どおり、中・長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

第2節 被災者の生活再建等の支援

1. 被災者への広報及び相談窓口の設置

被災者の生活再建等の支援については「共通対策編 第4章 第4節 被災者の生活再建等の支援」に準ずる。